

# 令和6年度 新宿区育児休業復帰支援事業 に係る交通費助成について(ご案内)

新宿区では、育児休業復帰支援事業の利用の際にベビーシッターがご自宅まで伺うための交通費（以下「交通費」といいます。）について、その一部または全部を助成します。

## 1 助成対象者（以下の要件をいずれも満たす方）

- ・利用月の初日に新宿区に居住し、住民登録があること。
- ・他の保育園、子ども園、地域型保育事業、認証保育所等を利用せずに育児休業復帰支援事業を利用している（した）こと。

## 2 助成金額

1月あたり2万円を上限とします。

※交通費が2万円を超える場合、その超過分は自己負担となります。

※交通費が2万円未満の場合は、実際に支払った額が助成額となります。

## 3 申請方法

新宿区から送付する申請書に記入・捺印のうえ、必要書類を添付して区に持参又は郵送してください。申請書は、新宿区のホームページからもダウンロードできます。

【必要書類】(1)ベビーシッターが利用者の居宅まで通うために要した経費が確認できる、ベビーシッター事業者が発行した交通費等の領収証（事業者が利用の翌月末までに発行するもの）、(2)預金通帳またはキャッシュカードの写し（口座番号が確認できるもの）

## 4 申請書の提出期限

(1) 第1回：令和6年4月から令和6年7月までのご利用分について

令和6年9月6日（金）【必着】まで

(2) 第2回：令和6年8月から令和6年11月までのご利用分について

令和7年1月8日（水）【必着】まで

(3) 第3回：令和7年12月から令和7年3月までのご利用分について

令和7年5月7日（水）【必着】まで

※必要事項が全て記入され、必要書類が添付された申請書が、保育課運営係に到達している必要があります。上記に指定する提出期限までに受領した分について、原則として当月中に交付の可否をお知らせします。

## 5 助成金の交付時期について

「4 申請書の提出期限」に定める各期限までに受領した分について、下表に定める支払日までに申請者が指定した口座に振り込みます。

	第1回（令和6年4月から7月までのご利用分）	第2回（令和6年8月から11月までのご利用分）	第3回（令和6年12月から令和7年3月までのご利用分）
支払日	令和6年10月末日まで	令和7年2月末日まで	令和7年5月末日まで

○申請書提出先・問い合わせ先

〒160-8484 新宿区子ども家庭部保育課運営係（本庁舎2階14番窓口）

電話：03-5273-4525（直通）FAX：03-3209-2795